



委員会発議第6号

かすみがうら市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

上記の議案を別紙のとおりかすみがうら市議会会議規則（平成17年議会規則第1号）第14条の規定により提出します。

令和6年12月13日提出

かすみがうら市議会
議長 小座野 定信 様

提出者 議会運営委員会
委員長 矢口 龍人

提 案 理 由

1 つは、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律、いわゆるデジタル手続法においては、法令に基づく行政機関等への申請や行政機関等が行う処分通知等は、オンラインにより可能とされているが、地方議会はデジタル手続法の対象から除かれていたことから、地方自治法の改正を待たなければならなかった。

今般、地方自治法の改正に伴い、手続きのオンライン化が推進されたことで、議長・委員長への通知または議長・委員長からの通知や議事日程の配布等これまで文書で行われていた手続きについて、インターネット等を活用したオンラインによる手続きとすることの根拠付けをするものである。

2 つは、全国市議会議長会の検討会議での検討事項等を踏まえた全般的な見直しに基づくものとなる。常用漢字の変更に伴う字句及び現在の規定では運営上、支障となり得る条文を整理するものである。

なお、この条例は、公布の日から施行するものである。

令和 6 年かすみがうら市条例第 一 号

かすみがうら市議会委員会条例の一部を改正する条例

かすみがうら市議会委員会条例（平成 1 7 年かすみがうら市条例第 1 5 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 4 条に次の 1 項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、前項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織（委員会又は委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第 2 8 条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

第 2 5 条第 1 項中「あらかじめ文書で」を「前条の規定によりあらかじめ」に改める。

第 2 8 条の見出し中「文書」を「文書等」に改め、同条中「文書で」を「文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により」に改める。

第 3 0 条第 2 項を削り、同条第 3 項中「前 2 項」を「前項」に改め、同項を同条第 2 項とし、同条に次の 1 項を加える。

- 3 第 1 項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定

めるものをもって代えることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

かすみがうら市議会委員会条例 新旧対照表

改正前	改正後
(意見を述べようとする者の申出) 第24条 (略)	(意見を述べようとする者の申出) 第24条 (略) <u>2 前項の規定にかかわらず、前項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織(委員会又は委員長の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項において同じ。))とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第28条において同じ。)を使用する方法により行うことができる。</u>
(公述人の決定) 第25条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、 <u>あらかじめ文書で</u> 申し出た者及びその他の者の中から委員会において定め、議長を経て本人に通知する。 2及び3 (略)	(公述人の決定) 第25条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、 <u>前条の規定によりあらかじめ</u> 申し出た者及びその他の者の中から委員会において定め、議長を経て本人に通知する。 2及び3 (略)
(代理人又は 文書 による意見の陳述) 第28条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は 文書で 意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。	(代理人又は 文書等 による意見の陳述) 第28条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は 文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により 意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可

	した場合は、この限りでない。
(記録) 第30条 (略) <u>2 前項の記録は、電磁的記録によることができる。この場合における同項の署名又は押印については、法第123条第3項の規定を準用する。</u> <u>3 前2項</u>の記録は、議長が保管する。	(記録) 第30条 (略) <u>2 前項</u>の記録は、議長が保管する。 <u>3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもって代えることができる。</u>
	<u>附 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u>



委員会発議第7号

かすみがうら市議会会議規則の一部を改正する規則の制定に
ついて

上記の議案を別紙のとおりかすみがうら市議会会議規則（平成17年議会規則第1号）第14条の規定により提出します。

令和6年12月13日提出

かすみがうら市議会
議長 小座野 定信 様

提出者 議会運営委員会
委員長 矢口 龍人

提 案 理 由

1 つは、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律、いわゆるデジタル手続法においては、法令に基づく行政機関等への申請や行政機関等が行う処分通知等は、オンラインにより可能とされているが、地方議会はデジタル手続法の対象から除かれていたことから、地方自治法の改正を待たなければならなかった。

今般、地方自治法の改正に伴い、手続きのオンライン化が推進されたことで、議長・委員長への通知または議長・委員長からの通知や議事日程の配布等これまで文書で行われていた手続きについて、インターネット等を活用したオンラインによる手続きとすることの根拠付けをするものである。

2 つは、全国市議会議長会の検討会議での検討事項等を踏まえた全般的な見直しに基づくものとなる。常用漢字の変更に伴う字句及び現在の規定では運営上、支障となり得る条文を整理するものである。

3 つは、現在の社会情勢等に照らし、改正が適当と判断される事項となる。携行品を外とう、えり巻き からコート、マフラー等の文言に改めるものである。

なお、この規則は、公布の日から施行するものである。

令和6年かすみがうら市議会規則第 号

かすみがうら市議会会議規則の一部を改正する規則

かすみがうら市議会会議規則（平成17年かすみがうら市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第94条」を「第94条の2」に、「第167条」を「第166条の2—第167条」に改める。

第3条中「また同様とする」を「、また同様とする」に改める。

第7条中「すべて」を「全て」に改める。

第9条第2項本文中「ときは」の次に「、会議に宣言することにより」を加え、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であつて緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。

第15条中「再び提出することができない」を「、再び提出することができない」に改める。

第19条第1項中「承認を要する」を「許可を得なければならない」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

第19条第2項及び第3項中「承認」を「許可」に改める。

第29条中「職員の点呼に応じて」を「議長の指示に従って」に改める。

第31条に次の1項を加える。

4 投票の効力に係る法第118条第6項の規定による通知に関し必要な事項

は、議長が定める。

第39条第1項中「ついで」を「次いで」に改める。

第44条第2項中「審査」を「審査又は調査」に、「会議」を「議会」に改める。

第45条第2項中「ときは」の次に「、議会の承認を得て」を加える。

第50条第1項及び第52条第1項中「すべて」を「全て」に改める。

第55条第1項中「すべて」を「全て」に改め、同条第2項中「発言を禁止することができる」を「、発言を禁止することができる」に改める。

第67条中「とろうと」を「採ろうと」に改める。

第70条第1項中「とろうと」を「採ろうと」に改め、同条第2項中「とら」を「採ら」に改め、同条第3項中「ただし書き」を「ただし書」に、「とる」を「採る」に改める。

第71条第1項中「とる」を「採る」に改める。

第76条ただし書中「とら」を「採ら」に改める。

第77条第1項中「とら」を「採ら」に改め、同条第2項中「とる」を「採る」に改め、同条第3項中「すべて」を「全て」に、「とる」を「採る」に改める。

第80条第1項中「あらかじめ文書で」を「前条の規定によりあらかじめ」に改める。

第85条第1項中「記載し、又は記録する」を「記載する」に改める。

第86条中「（会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあつては、電磁的方法による提供を含む。）」を削る。

第88条中「（会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあつては、法第123条第3項に規定する署名に代わる措置をとる議員）」を削る。

第2章第1節中第94条の次に次の1条を加える。

(出席委員に関する措置)

第94条の2 この章における出席委員には、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会に出席している委員を含む。

第100条中「承認を要する」を「許可を得なければならない」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、会議の議題となる前においては、委員長の許可を得なければならない。

第114条及び第116条第1項中「すべて」を「全て」に改める。

第117条第1項中「議員」の次に「（以下この条において「委員外議員」という。）」を加え、同条第2項中「委員でない議員」を「委員外議員」に改め、同条に次の2項を加える。

3 前2項の場合において、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、委員外議員は、オンラインによる方法で説明し、意見を述べ又は発言することができる。

4 前項の委員外議員が、オンラインによる方法で説明し、意見を述べ又は発言することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

第118条に次の1項を加える。

2 法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれている場合において、委員長が委員として発言するときは、委員長の職務を行うことができない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長の職務を行うことができない。

第125条の見出し中「朗読」を「配布」に改め、同条中「職員をして朗読させる」を「その写しを委員に配布する」に改め、同条に次のただし書を加え

る。

ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配布に代えることができる。

第127条中「第1章第4節の規定を準用する」を「、第1章第4節の規定を準用する」に改める。

第128条中「とろうと」を「採ろうと」に改める。

第129条に次のただし書を加える。

ただし、法第109条第9項に基づく条例の規定により、オンラインによる方法で出席している委員は、この限りでない。

第131条中「とろうと」を「採ろうと」に改める。

第132条第1項中「とる」を「採る」に改める。

第137条ただし書中「とら」を「採ら」に改める。

第138条第1項中「とる」を「採る」に改め、同条第2項中「すべて」を「全て」に、「とる」を「採る」に改める。

第139条第2項中「及び」を「並びに」に改め、同条第5項中「承認」を「許可」に改め、同条に次の1項を加える。

- 6 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となった後においては議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

第141条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

第141条第2項を次のように改める。

- 2 委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。

第141条第3項中「みなす」を「みなし、それぞれの委員会に付託する」に改める。

第142条に次の2項を加える。

3 前項の場合において、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、紹介議員は、オンラインによる方法で説明することができる。

4 前項の紹介議員が、オンラインによる方法で説明することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

第143条第1項中「意見を付け」を削り、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。

第144条中「これを請求しなければならない」を「、これを請求しなければならない」に改める。

第145条中「、その内容が請願に適合する」を「議長が必要であると認める」に改める。

第150条を次のように改める。

(決定の通知)

第150条 前条の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第152条中「外とう、えり巻、つえ、かさ」を「コート、マフラー、傘」に改め、同条ただし書中「議長又は委員長の許可を得たときは」を「会議への出席に必要と認められる物であつて議長にあらかじめ届け出たものについては」に改める。

第157条の見出し中「印刷物」を削り、同条中「資料、新聞紙、文書等の印刷物」を「資料等」に改める。

第159条中「すべて」を「全て」に改める。

第161条中「議決することはできない」を「議決することができない」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(代理弁明)

第161条の2 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わって弁明させることができる。

第8章中第167条の前に次の2条を加える。

(電子情報処理組織による通知等)

第166条の2 議会又は議長若しくは委員長（以下この条及び次条第1項において「議会等」という。）に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（次項及び第6項並びに次条において「文書等」という。）により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第四項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。

3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、

当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。

- 4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされたとき（第20条、第66条、第86条、第125条、第140条第1項及び第141条第1項の規定による議員に対する通知にあつては、当該ファイルへの記録がされたとき又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を發したときのいずれか早いとき）に当該者に到達したものとみなす。
- 5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること（以下この項において「署名等」という。）が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもって代えることができる。
- 6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項又は第2項の電子情

報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適當と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による作成等）

第166条の3 この規則の規定（第28条第1項（第74条において準用される場合を含む。）を除く。）において議会等が文書等を作成し、又は保存すること（次項において「作成等」という。）が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

かすみがうら市議会会議規則 新旧対照表

改正前	改正後
目次	目次
第1章 会議	第1章 会議
第1節 総則(第1条—第13条)	第1節 総則(第1条—第13条)
第2節 議案及び動議(第14条—第19条)	第2節 議案及び動議(第14条—第19条)
第3節 議事日程(第20条—第24条)	第3節 議事日程(第20条—第24条)

第4節 選挙(第25条—第33条) 第5節 議事(第34条—第47条) 第6節 秘密会(第48条・第49条) 第7節 発言(第50条—第66条) 第8節 表決(第67条—第77条) 第9節 公聴会及び参考人(第78条—第84条) 第10節 会議録(第85条—第89条) 第2章 委員会 第1節 総則(第90条—第94条) 第2節 審査(第95条—第111条) 第3節 秘密会(第112条・第113条) 第4節 発言(第114条—第125条) 第5節 委員長及び副委員長の互選(第126条・第127条) 第6節 表決(第128条—第138条) 第3章 請願(第139条—第145条) 第4章 辞職及び資格の決定(第146条—第150条) 第5章 規律(第151条—第159条) 第6章 懲罰(第160条—第165条) 第7章 議員の派遣(第166条) 第8章 補則(第167条) 附則	第4節 選挙(第25条—第33条) 第5節 議事(第34条—第47条) 第6節 秘密会(第48条・第49条) 第7節 発言(第50条—第66条) 第8節 表決(第67条—第77条) 第9節 公聴会及び参考人(第78条—第84条) 第10節 会議録(第85条—第89条) 第2章 委員会 第1節 総則(第90条—第94条の2) 第2節 審査(第95条—第111条) 第3節 秘密会(第112条・第113条) 第4節 発言(第114条—第125条) 第5節 委員長及び副委員長の互選(第126条・第127条) 第6節 表決(第128条—第138条) 第3章 請願(第139条—第145条) 第4章 辞職及び資格の決定(第146条—第150条) 第5章 規律(第151条—第159条) 第6章 懲罰(第160条—第165条) 第7章 議員の派遣(第166条) 第8章 補則(第166条の2—第167条) 附則
(宿所又は連絡所の届出) 第3条 議員は、別に宿所又は連絡所を定めたときは、議長に届け出なければならない。これを変更したときもまた同様とする。	(宿所又は連絡所の届出) 第3条 議員は、別に宿所又は連絡所を定めたときは、議長に届け出なければならない。これを変更したときも、また同様とする。
(会期中の閉会) 第7条 会議に付された事件をすべて議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。	(会期中の閉会) 第7条 会議に付された事件を全て議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。
(会議時間) 第9条 (略)	(会議時間) 第9条 (略)

2 議長は、必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。 3 (略)	2 議長は、必要があると認めるときは、<u>会議に宣言することにより</u>、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。 3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であって緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。 4 (略)
(一事不再議) 第15条 議会で議決された事件については、同一会期中は<u>再び提出することができない</u>。	(一事不再議) 第15条 議会で議決された事件については、同一会期中は、<u>再び提出することができない</u>。
(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回) 第19条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき、及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、議会の<u>承認を要する</u>。 2 議員が提出した事件及び動議につき前項の<u>承認</u>を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。 3 委員会が提出した議案につき第1項の<u>承認</u>を求めようとするときは、委員会の<u>承認</u>を得て委員長から請求しなければならない。	(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回) 第19条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき、及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、議会の<u>許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。</u> 2 議員が提出した事件及び動議につき前項の<u>許可</u>を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。 3 委員会が提出した議案につき第1項の<u>許可</u>を求めようとするときは、委員会の<u>許可</u>を得て委員長から請求しなければならない。
(投票) 第29条 議員は、<u>職員の点呼に応じて</u>、順次、投票する。	(投票) 第29条 議員は、<u>議長の指示に従って</u>、順次、投票する。
(開票及び投票の効力) 第31条 (略) 2及び3 (略)	(開票及び投票の効力) 第31条 (略) 2及び3 (略)

	<u>4 投票の効力に係る法第118条第6項の規定 による通知に関し必要な事項は、議長が 定める。</u>
(委員長の報告及び少数意見者の報告) 第39条 委員会が審査又は調査した事件が議題となったときは、委員長がその経過及び結果を報告し、<u>ついで</u>少数意見者が少数意見の報告をする。 2～4 (略)	(委員長の報告及び少数意見者の報告) 第39条 委員会が審査又は調査した事件が議題となったときは、委員長がその経過及び結果を報告し、<u>次いで</u>少数意見者が少数意見の報告をする。 2～4 (略)
(委員会の審査又は調査期限) 第44条 (略) 2 前項の期限までに<u>審査</u>を終わらなかったときは、その事件は、第38条の規定にかかわらず、<u>会議</u>において審議することができる。	(委員会の審査又は調査期限) 第44条 (略) 2 前項の期限までに<u>審査又は調査</u>を終わらなかったときは、その事件は、第38条の規定にかかわらず、<u>議会</u>において審議することができる。
(委員会の中間報告) 第45条 (略) 2 委員会は、その審査又は調査中の事件について特に必要があると認めるときは、中間報告をすることができる。	(委員会の中間報告) 第45条 (略) 2 委員会は、その審査又は調査中の事件について特に必要があると認めるときは、<u>議会の承認を得て</u>、中間報告をすることができる。
(発言の許可等) 第50条 発言は、<u>すべて</u>議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、簡易な事項については、議席で発言することができる。 2 (略)	(発言の許可等) 第50条 発言は、<u>全て</u>議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、簡易な事項については、議席で発言することができる。 2 (略)
(発言の通告をしない者の発言) 第52条 発言の通告をしない者は、通告した者が<u>すべて</u>発言を終わった後でなければ発言を求めることができない。 2及び3 (略)	(発言の通告をしない者の発言) 第52条 発言の通告をしない者は、通告した者が<u>全て</u>発言を終わった後でなければ発言を求めることができない。 2及び3 (略)
(発言内容の制限) 第55条 発言は、<u>すべて</u>簡明にするものとし、議題外にわたり又はその範囲を超えて	(発言内容の制限) 第55条 発言は、<u>全て</u>簡明にするものとし、議題外にわたり又はその範囲を超えて

はならない。 2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは、注意し、なお従わない場合は<u>発言を禁止することができる</u>。 3 (略)	はならない。 2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは、注意し、なお従わない場合は、<u>発言を禁止することができる</u>。 3 (略)
(表決問題の宣告) 第67条 議長は、表決を<u>とろうと</u>するとき、表決に付する問題を宣告する。	(表決問題の宣告) 第67条 議長は、表決を<u>採ろうと</u>するとき、表決に付する問題を宣告する。
(起立による表決) 第70条 議長が表決を<u>とろうと</u>するとき、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。 2 議長が起立者の多少を認定し難いとき、又は議長の宣告に対して出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決を<u>とら</u>なければならない。 3 第1項及び第76条<u>ただし書き</u>の規定にかかわらず、議長が必要があると認めるときは、電子採決システムにより表決を<u>とる</u>ことができる。 4 (略)	(起立による表決) 第70条 議長が表決を<u>採ろうと</u>するとき、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。 2 議長が起立者の多少を認定し難いとき、又は議長の宣告に対して出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決を<u>採ら</u>なければならない。 3 第1項及び第76条<u>ただし書</u>の規定にかかわらず、議長が必要があると認めるときは、電子採決システムにより表決を<u>採る</u>ことができる。 4 (略)
(投票による表決) 第71条 議長が必要があると認めるとき、又は出席議員2人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を<u>とる</u>。 2 (略)	(投票による表決) 第71条 議長が必要があると認めるとき、又は出席議員2人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を<u>採る</u>。 2 (略)
(簡易表決) 第76条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、起立の方法で表決を<u>とら</u>なければならない。	(簡易表決) 第76条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、起立の方法で表決を<u>採ら</u>なければならない。

(表決の順序) 第77条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決を<u>とら</u>なければならない。 2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を<u>とる</u>。ただし、表決の順序について出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いなくて会議に諮って決める。 3 修正案が<u>すべて</u>否決されたときは、原案について表決を<u>とる</u>。	(表決の順序) 第77条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決を<u>採ら</u>なければならない。 2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を<u>採る</u>。ただし、表決の順序について出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いなくて会議に諮って決める。 3 修正案が<u>全て</u>否決されたときは、原案について表決を<u>採る</u>。
(公述人の決定) 第80条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、<u>あらかじめ文書で</u>申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。 2 (略)	(公述人の決定) 第80条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、<u>前条の規定によりあらかじめ</u>申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。 2 (略)
(会議録の記載事項) 第85条 会議録に<u>記載し、又は記録する</u>事項は、次のとおりとする。 (1)～(15) (略) 2 (略)	(会議録の記載事項) 第85条 会議録に<u>記載する</u>事項は、次のとおりとする。 (1)～(15) (略) 2 (略)
(会議録の配布) 第86条 会議録は、議員及び関係者に配布<u>(会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあっては、電磁的方法による提供を含む。)</u>する。	(会議録の配布) 第86条 会議録は、議員及び関係者に配布する。
(会議録署名議員) 第88条 会議録に署名する議員<u>(会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあっては、法第123条第3項に規定する署</u>	(会議録署名議員) 第88条 会議録に署名する議員は3人とし、議長が会議において指名する。

<u>名に代わる措置をとる議員</u>)は3人とし、議長が会議において指名する。	
	<u>(出席委員に関する措置)</u> <u>第94条の2 この章における出席委員には、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法(以下「オンラインによる方法」という。)で委員会に出席している委員を含む。</u>
(動議の撤回) 第100条 提出者が会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、委員会の<u>承認を要する</u>。	(動議の撤回) 第100条 提出者が会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、委員会の<u>許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、委員長の許可を得なければならない。</u>
(発言の許可) 第114条 委員は、<u>すべて</u>委員長の許可を得た後でなければ発言することができない。	(発言の許可) 第114条 委員は、<u>全て</u>委員長の許可を得た後でなければ発言することができない。
(発言内容の制限) 第116条 発言は<u>すべて</u>、簡明にするものとして、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。 2 (略)	(発言内容の制限) 第116条 発言は<u>全て</u>、簡明にするものとして、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。 2 (略)
(委員外議員の発言) 第117条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対し、その出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。 2 委員会は、<u>委員でない議員</u>から発言の申出があったときは、その許否を決める。	(委員外議員の発言) 第117条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員<u>(以下この条において「委員外議員」という。)</u>に対し、その出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。 2 委員会は、<u>委員外議員</u>から発言の申出があったときは、その許否を決める。 3 <u>前2項の場合において、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれてい</u>

	<u>るときは、委員外議員は、オンラインによる方法で説明し、意見を述べ又は発言することができる。</u> <u>4 前項の委員外議員が、オンラインによる方法で説明し、意見を述べ又は発言することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。</u>
(委員長の発言) 第118条 (略)	(委員長の発言) 第118条 (略) <u>2 法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれている場合において、委員長が委員として発言するときは、委員長の職務を行うことができない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長の職務を行うことができない。</u>
(答弁書の<u>朗読</u>) 第125条 市長その他の関係機関が、質疑に対し、直ちに答弁し難い場合において答弁書を提出したときは、委員長は、<u>職員をして朗読させる。</u>	(答弁書の<u>配布</u>) 第125条 市長その他の関係機関が、質疑に対し、直ちに答弁し難い場合において答弁書を提出したときは、委員長は、<u>その写しを委員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配布に代えることができる。</u>
(選挙規定の準用) 第127条 前条に定めるもののほか、委員長及び副委員長の互選の方法については<u>第1章第4節の規定を準用する。</u>	(選挙規定の準用) 第127条 前条に定めるもののほか、委員長及び副委員長の互選の方法については、<u>第1章第4節の規定を準用する。</u>
(表決問題の宣告) 第128条 委員長は、表決を<u>とろうと</u>するときは、表決に付する問題を宣告する。	(表決問題の宣告) 第128条 委員長は、表決を<u>探ろうと</u>するときは、表決に付する問題を宣告する。
(不在委員) 第129条 表決の際会議室にいない委員は、表決に加わることができない。	(不在委員) 第129条 表決の際会議室にいない委員は、表決に加わることができない。<u>ただし、法第109条第9項に基づく条例の規定によ</u>

	<u>り、オンラインによる方法で出席している委員は、この限りでない。</u>
(起立による表決) 第131条 委員長が表決を<u>とろうと</u>するときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。	(起立による表決) 第131条 委員長が表決を<u>採ろうと</u>するときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。
(投票による表決) 第132条 委員長が必要があると認めるとき、又は出席委員から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を<u>とる</u>。 2 (略)	(投票による表決) 第132条 委員長が必要があると認めるとき、又は出席委員から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を<u>採る</u>。 2 (略)
(簡易表決) 第137条 委員長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、委員長は、可決の旨を宣告する。ただし、委員長の宣告に対して、出席委員から異議があるときは、委員長は、起立の方法で表決を<u>とら</u>なければならない。	(簡易表決) 第137条 委員長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、委員長は、可決の旨を宣告する。ただし、委員長の宣告に対して、出席委員から異議があるときは、委員長は、起立の方法で表決を<u>採ら</u>なければならない。
(表決の順序) 第138条 同一の議題について、委員から数個の修正案が提出されたときは、委員長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を<u>とる</u>。ただし、表決の順序について出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いないで会議に諮って決める。 2 修正案が<u>すべて</u>否決されたときは、原案について表決を<u>とる</u>。	(表決の順序) 第138条 同一の議題について、委員から数個の修正案が提出されたときは、委員長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を<u>採る</u>。ただし、表決の順序について出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いないで会議に諮って決める。 2 修正案が<u>全て</u>否決されたときは、原案について表決を<u>採る</u>。
(請願書の記載事項等) 第139条 (略) 2 請願者が法人のときは、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日<u>及び</u>法人の名称と所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。	(請願書の記載事項等) 第139条 (略) 2 請願者が法人のときは、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日<u>並びに</u>法人の名称と所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

3及び4 （略） 5 請願者が請願書(会議の議題となったものを除く。)を撤回しようとするときは、議長の<u>承認</u>を得なければならない。	3及び4 （略） 5 請願者が請願書(会議の議題となったものを除く。)を撤回しようとするときは、議長の<u>許可</u>を得なければならない。 6 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となった後においては議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。
(請願の委員会付託) 第141条 議長は、請願文書表の配布とともに、請願を所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。<u>ただし、議長において常任委員会又は議会運営委員会に付託する必要がないと認めるときは、この限りでない。</u> 2 <u>前項の規定にかかわらず、議長が特に必要があると認めるときは、常任委員会に係る請願は、議会の議決で、特別委員会に付託することができる。</u> 3 請願の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、2以上の請願が提出されたものと<u>みなす</u>。	(請願の委員会付託) 第141条 議長は、請願文書表の配布とともに、請願を所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。<u>ただし、常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。</u> 2 <u>委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。</u> 3 請願の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、2以上の請願が提出されたものと<u>みなし、それぞれの委員会に付託する。</u>
(紹介議員の委員会出席) 第142条 （略） 2 （略）	(紹介議員の委員会出席) 第142条 （略） 2 （略） 3 前項の場合において、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、紹介議員は、オンラインによる方法で説明することができる。 4 前項の紹介議員が、オンラインによる方法で説明することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない

	<u>い。</u>
(請願の審査報告) 第143条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により<u>意見を付け</u>、議長に報告しなければならない。 (1)及び(2) (略) <u>2</u> (略)	(請願の審査報告) 第143条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により、議長に報告しなければならない。 (1)及び(2) (略) <u>2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。</u> <u>3</u> (略)
(請願の送付並びに処理の経過及び結果報告の請求) 第144条 議長は、議会の採択した請願で、市長その他の関係機関に送付しなければならないものはこれを送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求することにしたものについては<u>これを請求しなければならない。</u>	(請願の送付並びに処理の経過及び結果報告の請求) 第144条 議長は、議会の採択した請願で、市長その他の関係機関に送付しなければならないものはこれを送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求することにしたものについては、<u>これを請求しなければならない。</u>
(陳情書の処理) 第145条 議長は、陳情書又はこれに類するもので、<u>その内容が請願に適合する</u>ものは、請願書の例により処理するものとする。	(陳情書の処理) 第145条 議長は、陳情書又はこれに類するもので<u>議長が必要があると認める</u>ものは、請願書の例により処理するものとする。
<u>(決定書の交付)</u> <u>第150条 議会が議員の被選挙権の有無又は法第92条の2の規定に該当するかどうかについての法第127条第1項の規定による決定をしたときは、議長は、その決定書を決定を求めた議員及び決定を求められた議員に交付しなければならない。</u>	<u>(決定の通知)</u> <u>第150条 前条の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。</u>
(携帯品) 第152条 議場又は委員会の会議室に入る者は、帽子、<u>外とう、えり巻、つえ、かさ</u>の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により<u>議長又は</u>	(携帯品) 第152条 議場又は委員会の会議室に入る者は、帽子、<u>コート、マフラー、傘</u>の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により<u>会議への出</u>

<u>委員長の許可を得たときは、この限りでない。</u>	<u>席に必要と認められる物であって議長にあらかじめ届け出たものについては、この限りでない。</u>
(資料等印刷物の配布許可) 第157条 議場又は委員会の会議室において、<u>資料、新聞紙、文書等の印刷物</u>を配布するときは、議長又は委員長の許可を得なければならない。	(資料等の配布許可) 第157条 議場又は委員会の会議室において、<u>資料等</u>を配布するときは、議長又は委員長の許可を得なければならない。
(議長の秩序保持権) 第159条 <u>すべて</u>規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いなくて会議に諮って定める。	(議長の秩序保持権) 第159条 <u>全て</u>規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いなくて会議に諮って定める。
(懲罰動議の審査) 第161条 懲罰について、議会は、第37条第3項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して<u>議決することはできない。</u>	(懲罰動議の審査) 第161条 懲罰について、議会は、第37条第3項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して<u>議決することができない。</u>
	<u>(代理弁明)</u> <u>第161条の2 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わって弁明させることができる。</u>
	<u>(電子情報処理組織による通知等)</u> <u>第166条の2 議会又は議長若しくは委員長(以下この条及び次条第1項において「議会等」という。)に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物(次項及び第6項並びに次条において「文書等」という。)により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定に</u>

かかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第四項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。

3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。

4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされたとき（第20条、第66条、第86条、第125条、第140条第1項及び第141条第1項の規定による議員に対する通知にあっては、当該ファイルへの記録がされたとき又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気

的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発したときのいずれか早いとき）に当該者に到達したものとみなす。

5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること（以下この項において「署名等」という。）が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として議

	<u>長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知(第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。)」とする。</u>
	<u>(電磁的記録による作成等)</u> <u>第166条の3 この規則の規定(第28条第1項(第74条において準用される場合を含む。))を除く。))において議会等が文書等を作成し、又は保存すること(次項において「作成等」という。))が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。</u> <u>2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。</u>
	<u>附 則</u> <u>この規則は、公布の日から施行する。</u>



委員会発議第8号

かすみがうら市議会傍聴規則の一部を改正する規則の制定に
ついて

上記の議案を別紙のとおりかすみがうら市議会会議規則（平成17年議会規則第1号）第14条の規定により提出します。

令和6年12月13日提出

かすみがうら市議会

議長 小座野 定 信 様

提出者 議会運営委員会

委員長 矢 口 龍 人

提 案 理 由

かすみがうら市議会会議規則の一部改正に伴い、本規則において対応する箇所の改正を行うものである。

なお、この規則は、公布の日から施行するものである。

令和6年かすみがうら市議会規則第 号

かすみがうら市議会傍聴規則の一部を改正する規則

かすみがうら市議会傍聴規則（平成17年かすみがうら市議会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第10条第4号中「外とう、えり巻」を「コート、マフラー」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

かすみがうら市議会傍聴規則 新旧対照表

改正前	改正後
(傍聴人の守るべき事項) 第10条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。 (1)～(3) (略) (4) 帽子、 <u>外とう、えり巻</u> の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。 (5)～(8) (略)	(傍聴人の守るべき事項) 第10条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。 (1)～(3) (略) (4) 帽子、 <u>コート、マフラー</u> の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。 (5)～(8) (略)
	附 則 <u>この規則は、公布の日から施行する。</u>